

資料 1

(仮称)門真市就学前教育・保育共通カリキュラム

【 素 案 】

門真市教育委員会

(赤字下線部が平成 28 年度第2回以降の修正部分)

目 次

1. はじめに	1
2. 門真市就学前教育・保育共通カリキュラムの位置づけ	2
(1) <u>背景・経緯</u>	2
① <u>国の動きとの関係</u>	2
② <u>市の関連計画との関係</u>	3
(2) 本市の就学前児童の状況	7
① 子どもの人口の推移と将来推計	7
② 就学前教育・保育施設等の状況	8
(3) 共生の視点を大切にした就学前教育・保育の内容の充実	9
① 障がいがある子ども <u>や配慮が必要な子どもとその保護者</u> への支援	9
② 家庭・生活環境に <u>課題</u> を抱える子どもへの支援	10
③ 外国につながりをもつ子どもへの支援	11
(4) 健康・安全の配慮	12
(5) 地域の子育て支援の拠点としての役割	14
3. 基本理念	16
4. めざす子ども像	17
5. 年齢別カリキュラム (各年齢の発達と教育のねらい)	
・おおむね6カ月未満	
・おおむね6カ月～1歳3カ月	
・おおむね1歳3カ月～2歳未満	
・おおむね2歳	
・おおむね3歳	
・おおむね4歳	
・おおむね5歳	
6. 小学校への接続	
(1) 就学前教育から小学校教育への円滑な接続	
(2) 就学にあたり連携・交流等の取組み	

1. はじめに

生まれたときから、日々育ちを積み重ねる子どもたち。保護者の手で、また幼稚園や保育所、認定こども園等で健やかに心身が育ち、そして小学校へ進学していきます。

一人ひとりの子どもの健やかな成長は、幼稚園教諭・保育士をはじめとする教育・保育に関わるすべての者の願いです。

一方、近年の子どもをとりまく状況をみると、急速な少子化による家族形態の変化や就労環境の多様化、地域のつながりの希薄化などに伴い、家庭や地域の子育て力・教育力の低下など厳しい現実があります。

また、このような社会状況の中で、子どもたちは生活体験や自然体験が不足し、他者との関わりの機会も少なくなっています。そのため、近年の子どもの育ちについては、自制心や規範意識が十分に育っていない、基本的な生活習慣が身についていない、運動能力が低下しているといった課題が指摘されており、子どもたちにとって生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、多くの時間を過ごすこととなる就学前教育・保育施設の果たす役割は、非常に重要性を増しています。

その一方で、各就学前教育・保育施設の考え方や就学後的小学校の教育課程の構成原理や指導方法との間に差異があることなどから、育ちや学びの連続性・一貫性を図ることが、大きな課題となっています。この課題を乗り越えるためには、子どもと関わりを持つ各施設間の互いの教育・保育への理解が欠かせません。

このような子どもの育ちや各施設をめぐる課題等は、本市においても同様の状況となっていることから、これまでの間、幼稚園、保育所及び小中学校の連携をめざして、あらゆる機会をとらえて交流を促進し、学習内容や指導方法等の情報交換、合同研修などを積み重ね、連携強化を進めてきました。今後は、認定こども園等の子ども・子育て支援新制度開始以降の新たな施設も含め、この取組みをさらに一步前に進め、本市が就学前教育・保育において重視する内容を明確にし、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けることができる環境を整えることが求められています。

こうしたことから、就学前教育・保育施設を一体的にとらえ、それぞれの設置目的や理念・制度の違いを超えて、育てたい子どもの姿や育ちを共有し、就学を見据えた教育・保育を小学校とともに実践していくため、「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」を策定します。

2. 門真市就学前教育・保育共通カリキュラムの位置づけ

本カリキュラムは、本市のすべての就学前教育・保育施設等で育つ子どもたちに對して、乳幼児期に大切にする基本的な心身の発達や学びを確保するとともに、円滑な小学校への接続を図るための教育・保育を実施するために指針となる総合的なカリキュラムとして位置づけます。

(1) 背景・経緯

① 国の動きとの関係

就学前の教育・保育をめぐっては、国において、平成17年に中央教育審議会が「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」の答申において、人間形成の基礎を培う幼児教育は重要であり、家庭、地域社会、幼稚園・保育所等の施設それが幼児教育を充実させるとともに、これらが相互に十分な連携を図っていくことが必要であるとして、今後の具体的な取組の方向性を示しました。

また平成18年には、文部科学省が策定した「幼児教育振興アクションプラン」において、子どもの発達段階を十分に踏まえた幼児教育の充実、家庭や地域社会の教育力の再生・向上や幼稚園と保育所の連携等が掲げられるとともに、教育基本法の改正に伴い、国及び地方公共団体は幼児期の教育の振興に努めることが規定されました。

これらの流れを受け、平成20年に「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」がそれぞれ改正され、家庭や地域社会、幼稚園・保育所等による連携・協力、また、子育て支援を含めた役割や保育内容における幼稚園と保育所の共通化が図られました。さらに、子ども・子育て関連3法の施行に伴い、就学前の子どもへの教育及び保育並びに家庭や地域に対する子育て支援策が一体的、総合的に推進されることとなり、平成26年に幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性を確保しつつ、幼保連携型認定こども園の特性に応じた教育・保育内容を示す「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が策定されました。

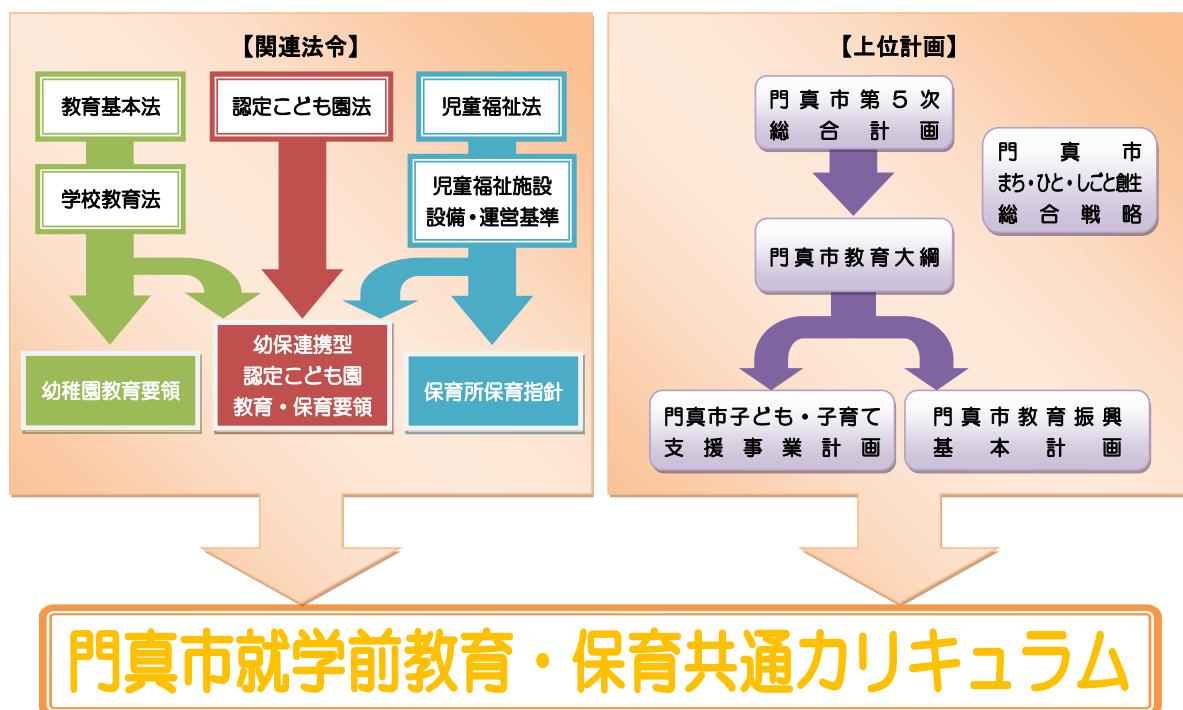
加えて、平成30年度から学習指導要領の全面改訂や子ども・子育て支援新制度施行に伴う状況の変化等との整合が図られた新要領・新指針が施行されます。

② 市の関連計画との関係

本カリキュラムは、本市の各種計画等にその策定が位置付けられています。
このことから、策定にあたっては市政運営の指針とまちづくりの目標を示す「門真市第5次総合計画」や本市教育の根幹となる基本理念と基本方針を定める「門真市教育大綱」を踏まえつつ、子ども・子育て支援法、教育基本法といった個別法に基づく「門真市子ども・子育て支援事業計画」及び「門真市教育振興基本計画」、また、第5次総合計画の実現に向けた重点施策やキーワード施策を充実するための基本方策を示す「門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とし、その具体化を図るものとして策定します。

以上の背景や経緯をふまえつつ、また、今後の就学前教育・保育をめぐる状況の変化を的確にとらえ、本市のすべての就学前教育・保育施設等が、育てたい子どもの姿や育ちを共有し、就学を見据えた教育・保育を実践するために、本カリキュラムを策定するものとします。

【門真市就学前教育・保育共通カリキュラムの位置づけ】



<各関連計画での門真市就学前教育・保育共通カリキュラムの位置づけ>

○門真市第5次総合計画

第2節 心豊かでたくましい子どもを育むまちをつくります

1 みんなで子どもの健康な心や体をつくります

(1) 子どもの教育環境の充実

1) 幼児（就学前）教育の充実

幼児期の教育・保育の質の向上を図るため、認定こども園の普及や就学前教育・保育の総合的なカリキュラムの研究を行うとともに、小学校との連携を図りながら、保育所、幼稚園、認定こども園での集団生活や学びの基礎をつくる教育を進めます。

達成度を測る指標	平成20（2008）年度末の状況	平成25年度実績／平成26年度目標	平成31年度末目標
就学前教育・保育の総合的なカリキュラムに基づく教育・保育の実施施設数	新設	0園／—	5園

【門真市第5次総合計画（改定版）より抜粋】

○門真市教育大綱

4. 基本方針

(1) 子どもを健やかに育む環境をつくります

子どもが明るい希望を持って笑顔で育ち、将来、次代の親として未来を担う存在となるよう、一人ひとりの子どもの心豊かな成長をはぐくむ環境づくりが求められています。

とりわけ乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼稚園、保育所、認定こども園等各種の教育・保育機関において、就学前児童に対する発達段階に応じた豊かな感性を養い、基本的な生活習慣を身につけるための総合的な教育・保育を提供します。

また、「小1プロブレム」が問題となっており、子どもの連續した育ちを確保するため、就学前後の交流・連携を深め、より途切れのない一体的な教育・保育を提供できる体制づくりを一層推進します。

さらに、すべての子どもの発達を保障するため、障がい児に対する一人ひとりの状況に応じた療育や支援教育・保育の充実に努めることなどにより、「子どもの最善の利益」の実現に向けた取組を進め、門真市の将来を担う子どもを健やかに育む環境づくりをめざします。

【門真市教育大綱より抜粋】

○門真市子ども・子育て支援事業計画

基本施策2 就学前教育・保育施設及び小学校間の連携

施策の方向性

子どもの利用する施設に関わらず、本市の就学前の子どもの育ちや心身の発達を保障するため、共通のカリキュラムによる教育・保育を推進するなど、幼稚園・保育所・認定こども園等の連携を深めます。また、就学前から小学校への円滑な移行ができるよう幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との連携を強化し、子どもの発達や学びの連続性の確保に努めます。

主な取組

No	個別施策	取組内容
2	就学前教育・保育 カリキュラムの作成	すべての場で育つ子どもに対して、乳幼児期に大切にする基本的な心身の発達や学びを確保するため、本市としての「めざす子ども像」や理念を検討し、幼・保共通のカリキュラムを作成します。

【門真市子ども・子育て支援事業計画より抜粋】

○門真市教育振興基本計画

施策の方向4 15年一貫教育を進めます

実施施策（1）就学前教育・保育施設及び小学校間との連携の推進

今後の方向性

幼児教育は「生きる力」の基礎となる、人間としての土台を育てる教育であり、すべての子どもが質の高い幼児教育を受けることができる環境を整えることが重要です。そのために、本市が幼児教育・保育として重視したい内容を明確にするため、統一的なカリキュラムを作成することが大切です。また、小学校教育への円滑な接続を見据え、子どもの発達と学びの連続性を確保するために保育士、教員が相互に幼児期から児童期への発達の流れを理解しておく必要があります。

本市では、教育委員会にこども未来部、学校教育部が置かれているメリットを最大限に生かして、このような総合的で一貫した就学前から小学校につながる教育・保育の流れをつくっていきます。

主な実施事業

①就学前教育・保育共通カリキュラムの作成

すべての場で育つ子どもたちに対して、乳幼児期に大切にする基本的な心身の発達や学びを確保するとともに、円滑な小学校への接続を図るために、本市としての「めざす子ども像」や理念を検討し、本市共通のカリキュラムを作成します。

【門真市教育振興基本計画より抜粋】

○門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略

《めざすべき方向性②》

将来の門真市を担う子どもたちの健やかな成長を促すため、人格形成の基礎となる就学前の教育・保育から、社会的自立の基礎を育む義務教育の段階まで一貫した教育・保育を提供します。

【具体的な施策】

●子どもの教育環境の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼稚園、保育所、認定こども園等各種の就学前教育・保育機関において、就学前児童に対する発達段階に応じた豊かな感性を養い、基本的な生活習慣を身につけるための総合的な教育・保育を実施します。また、きめ細かな教育を促進するための学校環境の整備充実を図るとともに、保幼小中の切れ目のない教育課程の編成を進めるなど、義務教育修了までの一貫した教育をめざします。

そして、子どもの学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を推進し、「健やかな体」「豊かな心」「確かな学力」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、子どもの学力や社会性を伸長させるため、基礎的な知識・技能の確実な定着と合わせて、獲得した知識を自らの経験と結びつけて活用を図る能力の育成が図れるような教育内容や学習の場をつくります。また、キャリア教育の視点から、職業講話や職業体験学習を通して、子どもがさまざまな職業の社会的意義を理解するとともに、自己の可能性に気付き、自らの意思と責任で進路を選択する能力や態度を身に付けることができるよう支援します。

<ＫＰＩ指標（重要業績評価指標）>

達成度を測る指標	基準値	目標値（H31年度）
就学前教育・保育の総合的なカリキュラムに基づく教育・保育が公私立を問わず全市で推進される比率	0% (平成26年度)	100%

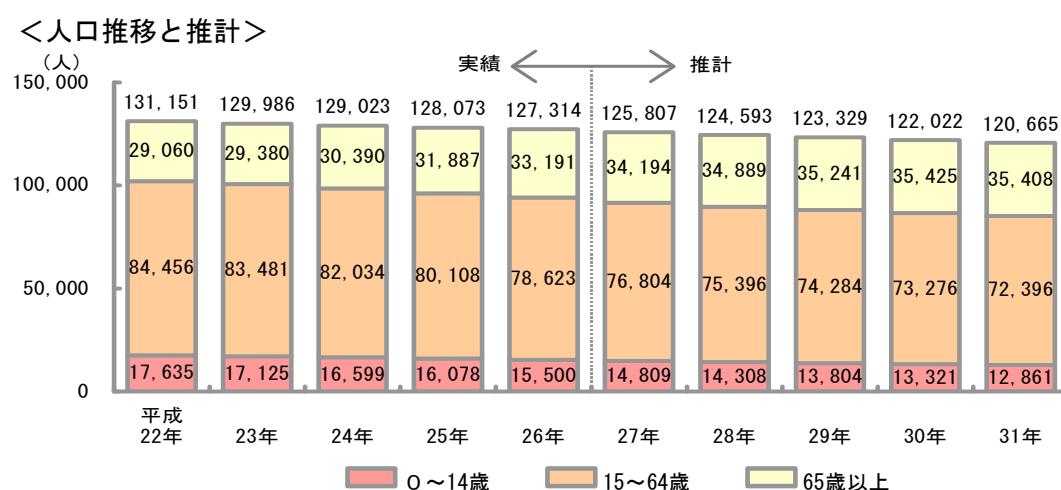
【門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略より抜粋】

(2) 本市の就学前児童の状況

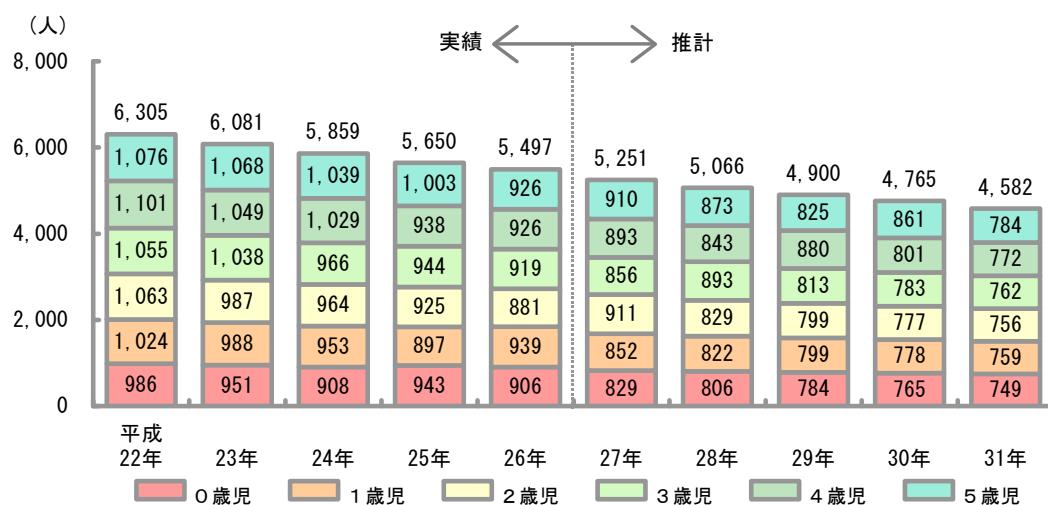
① 子どもの人口の推移と将来推計

平成27年3月に策定した「門真市子ども・子育て支援事業計画」では、本市の人口推移は、平成23年以降、毎年約1,000人ずつ減少しており、平成26年には127,314人となっています。今後の人口推計をみても、減少傾向は続くと予想され、平成31年には、平成26年よりも6,649人少ない120,665人と推計されています。

また、本カリキュラムの対象となる0歳から5歳までの就学前の子どもの人口推移においても人口が減少しており、平成26年で5,497人と、平成22年に比べ808人減少しています。人口推計では平成27年以降も減少が続くとされ、平成31年には、平成26年よりも915人少ない4,582人とされています。



<就学前の子どもの人口の推移と推計>



【引用】：門真市子ども・子育て支援事業計画】

② 就学前教育・保育施設等の状況

平成28年5月現在で、本カリキュラムの対象となる市内の幼稚園は816人、認可保育所は1,289人、幼保連携型認定こども園は1,023人、小規模保育事業所は22人の本市の子どもが利用しています。

0歳児から2歳児では、子どもの人数2,455人のうち、本市の保育所を利用している子どもは513人で20.9%、幼保連携型認定こども園を利用している子どもは327人で13.3%、小規模保育事業所を利用している子どもは22人で0.9%を占めており、35.1%の子どもが保育所等において集団での保育を受けています。

また、3歳児から5歳児では、子どもの人数2,616人のうち、本市の幼稚園を利用している子どもは816人で31.2%、保育所を利用している子どもは776人で29.7%、幼保連携型認定こども園を利用している子どもは696人で26.6%を占めており、87.5%の子どもが本市の就学前教育・保育施設等において集団での教育・保育を受けています。

<年齢別就学前教育・保育施設等利用状況（平成28年5月1日時点）>

年齢	人口	保育所				認定こども園		小規模保育事業所		合計		
		公立	私立	合計	市外	私立	市外	私立	市外	市内	市外	合計
0歳児	813	21	72	93	2	62	2	2	1	157	5	162
1歳児	793	40	135	175	1	126	2	7	1	308	4	312
2歳児	849	68	177	245	3	139	4	13	0	399	9	408
合計	2,455	129	384	513	6	327	8	22	2	864	18	882

年齢	人口	幼稚園				保育所				認定こども園				合計				
		公立	私立	合計	市外	公立	私立	合計	市外	私立		市外		市内	市外	合計		
										1号	2号	合計	1号	2号				
3歳児	879			219	219	16	75	181	256	3	81	155	236	13	5	711	37	748
4歳児	836	46	224	270	8	78	177	255	0	78	167	245	13	11	770	32	802	
5歳児	901	58	269	327	27	85	180	265	5	51	164	215	15	12	807	59	866	
合計	2,616	104	712	816	51	238	538	776	8	210	486	696	41	28	2,288	128	2,416	

【資料：保育幼稚園課調べ】

(3) 共生の視点を大切にした就学前教育・保育の内容の充実

① 障がいがある子ども や配慮が必要な子どもとその保護者への支援

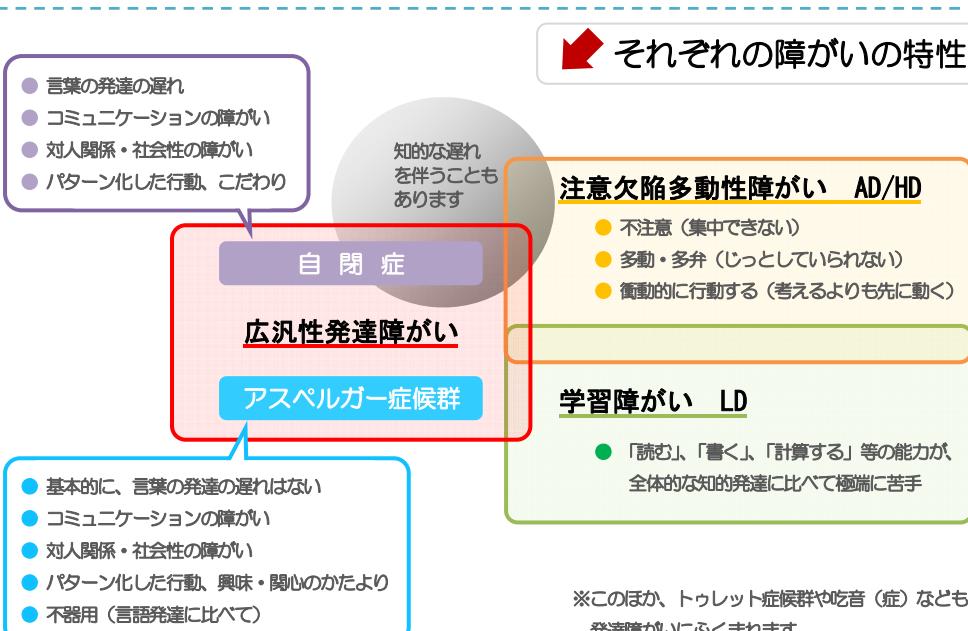
近年、就学前教育・保育施設等において発達障がいやその疑いのある子どもが増加傾向にあるとされており、これまでの3障がい（身体、知的、精神）に加え、発達障がい（広汎性発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群等）、注意欠陥多動性障がい、学習障がい等）を含めた支援の必要性についても高まっています。

発達障がいにおいては、できるだけ早期に支援を行えるよう早期発見に努め、子ども発達支援センター等での療育につなげるとともに、就学前教育・保育施設等における支援教育・障がい児保育と連携を図っていくことが重要であります。4歳・5歳頃から特別な支援が必要な状態が顕著にみられるようになるケースや保護者の理解が難しいケースも多く、子どもの発達を保障するための取組みをさらに充実していく必要があります。

<主な発達障がいについて>

「発達障害者支援法」において、発達障がいは「広汎性発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。障がいの種類を明確に分けることは難しく、それぞれが重なりあう場合が多いとされています。

【参考：「国立障害者リハビリテーションセンター」ホームページ】



【参考：「内閣府大臣官房政府広報室」ホームページ】

また、障がいのある子もそうでない子も、「ともに学び・ともに育つ」ことを大切にした教育・保育の充実に努めるとともに、集団生活の中での育ちの経過や家庭での様子などの状況把握をし、保護者への就園指導や就学指導を早期から丁寧に行うために、保護者の意見を十分に傾聴し、就学前教育・保育施設等と保護者が共に育していくという意識に立ってつながりを深めていくことが重要です。このため、幼稚園・保育所・認定こども園等では、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に向けて、子どもの実態の見極め方や具体的な支援の手立てを学び、指導技術の向上を図るために、下記のような取り組みをしており、今後もさらに内容を充実させていく必要があります。

【主な取組み】

- ◎ 市の実施する巡回相談や発達障がい児個別療育事業「HANA」等の支援事業を活用し、専門家の指導を受けています。
- ◎ 医療・福祉・教育・関係機関と連携を図っています。
- ◎ 障がい児加配（補助員）が配置されている園では、クラス担任や職員間の連携のもとに、一貫した支援に努めています。
- ◎ 一人ひとりの子どもの状態や発達段階を把握し、保護者と連携しながら、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、関係機関や保護者との連携をもとに、一人ひとりに応じた具体的な手立てによって、育ちを促す取組みを進めています。
- ◎ 小学校への就学に関して、入学前の情報交換や引き継ぎを行い、スムーズに小学校への接続が行えるように連携しています。
- ◎ 特別支援教育の研修会に参加するよう努めています。

② 家庭・生活環境に課題を抱える子どもへの支援

少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、子育て中の保護者は、多くの不安やストレスを抱えているともいわれ、わが子を虐待してしまう痛ましい事件の増加が大きな社会問題となっています。

虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。

特に本市では、ネグレクトの占める割合が非常に高く、また、保護率や家庭児童センターの出動回数も多いという現状があります。

児童虐待の発生を未然に防ぐためには、相談をはじめとしたさまざまな機会をとらえて家庭の状況の把握、また、保護者の育児不安や悩み解消への早期対応に努め、訪問等による援助・育児支援を行うとともに、関係機関との連携会議等を開催し、要保護児童等に対する対応方針の検討や進捗管理を行うとともに、児童虐待に関する周知・啓発等を行うことにより、さまざまな事例に的確に対応していく連携強化を図っていく必要があります。

また、貧困や保護者の病気などのために、十分な養育が受けられない家庭で暮らす子どもたちが多数存在することも大きな問題となっていることから、各関係機関と連携を図りながら、子どもが健やかに育つ生活環境を整えるための支援を行っていく必要があります。

<門真市と大阪府における要保護児童の年齢と虐待の種類>

虐待の種類 年齢区分	身体的虐待		ネグレクト		心理的虐待		性的虐待		合計	
	門真市	大阪府	門真市	大阪府	門真市	大阪府	門真市	大阪府	門真市	大阪府
0~3歳未満	4.1	2.9	11.6	6.0	3.6	8.1	0.0	0.1	19.3	17.1
3歳～学齢前	10.1	5.3	11.3	8.3	3.9	12.4	0.0	0.2	25.3	26.2
小学生	10.6	10.1	18.0	9.9	7.2	13.7	0.3	0.5	36.1	34.2
中学生	4.6	4.4	5.9	2.5	3.6	3.7	0.3	0.5	14.4	11.1
高校生・その他	0.8	4.6	3.9	2.3	0.3	3.8	0.0	1.0	4.9	11.7
合計	30.2	27.2	50.8	28.9	18.6	41.7	0.5	2.3	100.0	100.0

※表内の数字は%表示（門真市の数値は平成27年度の数値です）

※大阪府の数値は「大阪子ども家庭白書 平成27年度版（平成26年度業務実績）」より引用

【資料：子育て支援課調べ】

③ 外国につながりをもつ子どもへの支援

本市には、多数の外国につながりをもつ子どもがいます。

門真市の外国籍の人の総数は、平成28年8月1日現在2,769人と、人口総数（125,051人）の2.2%を占めています。これは、大阪府内においても高い比率となっており、中国からの帰国者とその親族多く、その他には、居住を伴う就労や留学を目的とした人々となっています。

このような状況の中、互いに違いを認め合いながら相手を尊重し、共に生きていこうとする態度を子どもたちに育むことは、子どもの社会性を伸ばしていくために極めて重要なことです。共生をキーワードにして、就学前教育・保育施設等における人権教育の充実を図り、すべての子どもを大切にする教育・保育の充実に努める必要があります。

そのためには、日本の子どもも外国につながりのある子どもも共に学ぶことを通して、思いやりのある心を持ち、人を大切にしながら温かい人間関係を築こうとする態度を培うことも重要です。

<門真市における外国籍別人数（平成28年8月1日現在）>

(単位：人)

国籍	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	朝鮮	タイ	インドネシア	米国
人数	1,320	821	218	145	80	21	20	18
国籍	ネパール	台湾	ブラジル	インド	カンボジア	不明	マレーシア ペルー	
人数	17	17	15	12	8	6	5	
国籍	オーストラリア ミャンマー		カナダ イラン		フランス・スペイン・ルーマニア・ロシア・ 英國・イタリア・ボリビア			
人数	各4		各3		各2			
国籍	メキシコ・スウェーデン・シンガポール・オーストリア・ブルガリア・バングラデシュ・スリランカ・ デンマーク・フィンランド・ナイジェリア・サウジアラビア・シリア・無国籍							
人数			各1					

【資料：門真市統計】

(4) 健康・安全の配慮

人が健康で安全、快適な生活を営む上で大切なことは、乳幼児期から発達に応じた自立と社会性を養うための基本的生活習慣を身につけていくことです。

健康面については、子どもの日々の健康状態を、保護者とともに把握し、一人ひとりの健康の保持及び増進に努める必要があります。また、疾病や感染症を予防するため、専門機関と連携し、衛生的で安全な体制を整備し、生活を通して子どもが自らの健康を保つ行為を習慣化できるよう努め、生涯にわたる健康の基礎を培い、身体だけでなく、心の健康も保持、向上していく必要があります。

加えて、食を営む力の基礎を培うよう、家庭と連携しながら、食に関する習慣の定着を図るとともに、子どもが食べる喜びを感じられるよう創意工夫を行うなど、乳幼児期からの食育を組織的・計画的・継続的に進めていくことが重要です。また、アレルギー等の個別対応が必要な子どもに対しては、家庭と連携しつつ、安全を確保した上で、食生活が豊かになるよう工夫や支援を行う必要があります。

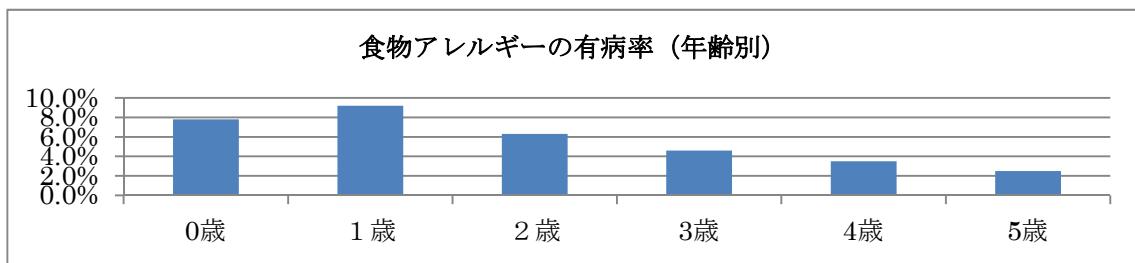
安全面については、施設、園庭、遊具、玩具等の日常の安全管理はもちろんのこと、子ども自らが身を守り、安全を確保する能力を育てるため、日々の教育・保育の中で見守りながら遊びを通して様々な経験をさせるとともに、交通安全・防犯教室等を実施します。さらに、震災の教訓を生かし、定期的に避難訓練を実施し、災害時の適切な行動等について日頃から指導するとともに、事故防止マニュアルを策定し、子どもの安全確保について、家庭や地域、関係機関との連携を図ります。

＜感染症別・年齢別患者報告状況＞

大 阪 府	
疾 患	最高値が報告された年齢区分
インフルエンザ	20歳以上
R S ウィルス感染症	1歳台
咽頭結膜熱	1歳台
A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎	5歳台
感染性胃腸炎	1歳台
水痘	4歳台
手足口病	1歳台
伝染性紅斑	5歳台
突発性発しん	1歳台
百日咳	10-14歳
マイコプラズマ肺炎	10-14歳
ヘルパンギーナ	1歳台
流行性耳下腺炎	5歳台
急性出血性結膜炎	20歳以上
流行性角結膜炎	20歳以上
マイコプラズマ肺炎	10-14歳
感染性胃腸炎（ロタウィルス）	1歳台

【参考：大阪府感染症情報センター「感染症発生動向調査事業報告書第34報（平成27年版）】

<保育所における食物アレルギーに関する全国調査>



【引用：日本保育園保健協議会・平成21年】

<事故の発生防止に関する留意点>

○ 事故の発生防止の活動

子どもの特性を十分に理解した上で、事故の発生防止に係る行動の確認や事故に発展する可能性のある問題点を把握し、事故の発生防止に取り組む。

○ 事故の発生防止に向けた環境づくり

事故の発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の共有化、苦情（意見・要望）解決への取組み、安全教育が不可欠であることに留意する。

○ 日常的な点検

施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のあるか所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。

○ 教育・保育中の安全管理について

教育・保育中の安全管理には、施設・事業所の環境整備が不可欠であることから、施設・事業者は隨時環境整備に取り組む。

○ 重大事故の発生防止、予防のための組織的な取組みについて

重大事故の発生防止、予防については、ヒヤリハット報告の収集及び分析が活用できる場合もあるため、以下の取組みを行うことが考えられる。

ア 職員は、重大事故が発生するリスクがあった場面に関わった場合には、ヒヤリハット報告を作成し、施設・事業者に提出する。

イ 施設・事業者は、集められたヒヤリハット報告の中から、重大事故が発生しやすい場面において、重大事故が発生するリスクに対しての要因分析を行い、事故防止対策を講じる。

ウ 施設・事業者は、事故防止対策について、研修を通じて職員に周知し、職員は、研修を踏まえて教育・保育の実施に当たる。

【参考：平成 27 年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン】

(5) 地域の子育て支援の拠点としての役割



近年、家庭の教育力の低下や、地域における人間関係の希薄化などによる地域の教育力や子育て支援機能の低下が指摘されています。

子どもにとってより良い教育・保育環境を確保するためには、就学前教育・保育施設、家庭、地域がそれぞれの教育・保育機能の充実をはかるとともに、相互の連携を強化し、一体となって子どもの教育・保育に取り組む環境づくりを進めいくことが必要です。

家庭・地域との連携については、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、家庭や地域での子どもの生活の連続性に配慮すること、家庭や地域との連携や協力、地域の資源の積極的な活用などが記述されており、連携を深めるためには、就学前教育・保育施設と家庭、地域が子どもの育ちを共有することが必要です。

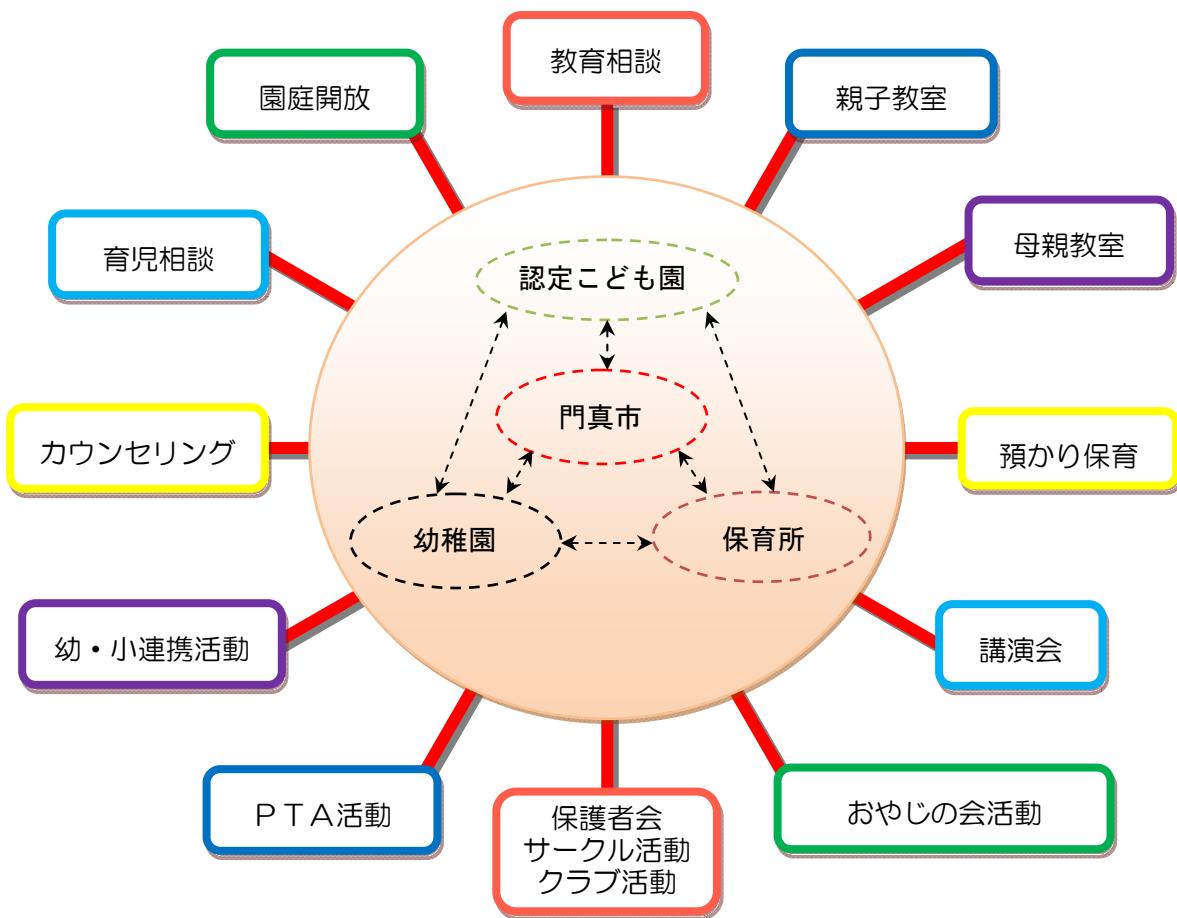
就学前教育・保育施設等は「地域における子育て支援の拠点」として、その専門性を活かし、通園している子どもの保護者はもとより、家庭で子育てされている保護者に対しても、地域や関係機関と連携しながら、子育て相談や情報提供を行い、子育てを楽しめるよう支援の充実を図ることが求められています。

本市では、公立、私立ともに就学前教育・保育施設等で、地域の未就園の子どもたちを対象に、園舎や園庭を開放して遊びや遊び場の提供や保護者の相談活動等を定期的、継続的に行ってています。また、市の活動として、「地域子育て支援センター」や「なかよし広場」等を開設し、子ども同士、親同士の交流が図れる場を設けています。

これらの催しの日程や場所、子育てに関する情報提供は、市のホームページや広報、各園のしおり等で積極的に行ってています。

これら就学前教育・保育施設等の子育て支援の取組み内容やその成果、実施日数等については、事業に携わる職員が実践を振り返り、討議することで、次の子育て支援の取組みを一層充実したものにしていく必要があります。

＜門真市の就学前教育・保育施設等における子育て支援の取組み＞



＜子育て支援拠点事業の年間延べ利用人数の推移＞

(単位：人)

類型	施設名	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
センター型	地域子育て支援センター	468	560	697	492	516
ひろば型	なかよし広場	9,967	14,941	13,847	13,450	13,358
	合 計	10,435	15,501	14,544	13,942	13,874

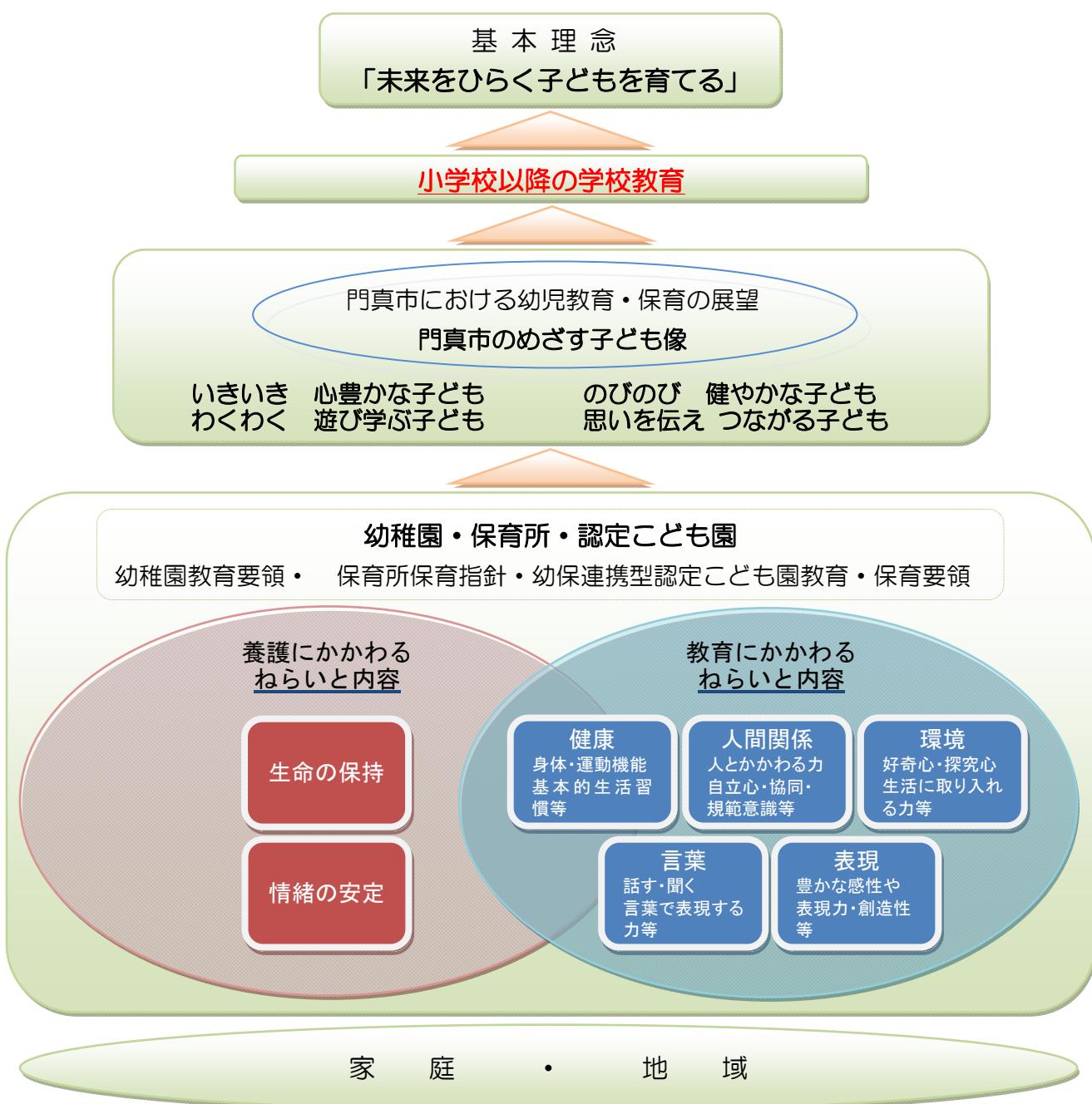
※「年間延べ利用人数」は、保護者と子の合計利用人数

【資料：子育て支援課調べ】

3. 基本理念

未来をひらく子どもを育てる

幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前教育・保育施設等と学校、地域が一体となって、質の高い教育・保育を提供し、門真の希望あふれる未来を切り拓く人材として育っていくことを目的に、「未来をひらく子どもを育てる」ことを基本理念とします。



4. めざす子ども像

「未来をひらく子どもを育てる」ことを見据え、健康で安全な習慣や態度、自立した生活をつくる力を大切にし、自ら学び考え行動する力を發揮し、心豊かでひとつつながる子どもであってほしいと願い、次の4つの子ども像を、本市の「めざす子ども像」として設定しました。

いきいき	心豊かな子ども
のびのび	健やかな子ども
わくわく	遊び学ぶ子ども
思いを伝え	つながる子ども

＜具体的な育みたい力＞

